

## 居宅サービスセンター泉正園（指定通所介護事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人泉正会が開設する 居宅サービスセンター泉正園（以下「サービスセンター」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、サービスセンターの従業者は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護事業を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 サービスセンターの実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

2 サービスセンターを運営するに当たっては、常に地域福祉の向上に配慮し、関係市町村地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスセンターの従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 居宅サービスセンター泉正園（指定通所介護事業）

2 所在地 神奈川県綾瀬市上土棚南 1-11-20

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 職種、員数	1 単位目	管理者	1名（常勤兼務）
		生活相談員	2名（常勤兼務）
		介護職員	12名以上（常勤兼務、非常勤兼務）
		看護職員	3名以上（非常勤兼務）
		機能訓練指導員	1名（常勤兼務）
2 単位目	管理者	1名（常勤兼務）	
	生活相談員	2名（常勤兼務）	
	介護職員	5名以上（常勤兼務、非常勤兼務）	
	看護職員	2名以上（非常勤兼務）	
	機能訓練指導員	2名（常勤兼務、非常勤兼務）	

3 単位目	管理者	1 名（常勤兼務）
	生活相談員	2 名（常勤兼務）
	介護職員	5 名以上（常勤兼務、非常勤兼務）
	看護職員	2 名以上（非常勤職員）
	機能訓練指導員	2 名（常勤兼務、非常勤兼務）

## 2 職務内容

- (1) 管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整及び、他の機関との連携に努めるものとする。
- (3) 介護職員は、通所介護の提供に当たり利用者の心身の状態を的確に把握し利用者に対し適切な介助及び送迎を行う
- (4) 看護職員は、健康チェック等を行う事により利用者の健康状態を的確に把握するとともに必要な処置を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、機能訓練を行う事により利用者の身体状態の維持改善を図る。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

- 1 営業日 祝日を含む、月曜日から土曜日までとする。ただし、1 単位目は 12 月 31 日から 1 月 2 日までを、2 単位目 3 単位目は 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
- 2 サービス提供日
 

1 単位目	月・火・水・木・金・土
2 単位目	月・火・水・木・金
3 単位目	月・火・水・木・金
- 3 営業時間 午前 8 時 00 分から午後 5 時 30 分まで
- 4 サービス提供時間
 

1 単位目	午前 9 時 15 分から午後 4 時 20 分まで
2 単位目	午後 1 時 10 分から午後 4 時 20 分まで
3 単位目	午前 9 時 00 分から午後 12 時 10 分まで

（指定通所介護の利用定員）

第6条 利用定員は、介護予防通所介護事業も含めて、次のとおりとする。

- 1 単位目 利用定員 35 人
- 2 単位目 利用定員 10 人
- 3 単位目 利用定員 10 人

（指定通所介護の内容）

第7条 指定通所介護の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるよう配慮して行う。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状態の確認

- (3) 機能訓練サービス
- (4) 送迎サービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 食事サービス

(指定通所介護の利用料)

第8条 指定通所介護の利用料は、介護報酬告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う、送迎に要する費用

片道1kmあたり10円

- (2) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額

時間延長サービス 延長1時間につき 1,500円

- (3) 食費（おやつ代を含む。） 720円（1日）

- (4) 紙おむつ代 紙パンツ 120円

パット 30円

- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護のなかで提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担する事が適当と認められる費用 実費

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、綾瀬市、藤沢市、海老名市、大和市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定通所介護の提供を受けるに当たっては、機能訓練を利用する場合など機能訓練指導員の説明と誘導にしたがって、機能訓練を慎重に行い、その他サービスの提供を受けるに当たっては、生活相談員をはじめ従業者の指導に沿ったうえで指定通所介護の提供を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、通所介護の提供を行っているときに、利用者の身体の状態に急変を生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族に連絡し、その状態に応じて協力医療機関への連絡を行うなど、必要かつ適切な措置を講ずると共に管理者に報告するものとする。

(守秘義務)

第12条 当該事業における安全と信頼の確保の為従業者には守秘義務がある。

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(2) 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約

の内容とする。

(非常災害対策)

第13条 サービスセンターは、非常災害に関する対策として、消防法の規定に基づく消防計画及び地震等の災害に対処する為の計画を策定するとともに、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、非常災害の対策に万全を期するものとする。

(衛生管理等)

第14条 サービスセンターは、介護予防通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(その他運営についての留意事項)

第14条 居宅介護サービスは、従業員の質的向上を図る為研修の機会を提供するものとする。

2 居宅サービスセンターはこの事業を行う為、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する

3 この規程の定める事項の外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 泉正会と居宅サービスセンター管理者との協議に基づいて定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成12年9月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成13年1月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成13年3月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成13年12月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成14年2月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成14年8月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

- 11 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 15 この規定は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
- 16 この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
- 17 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
- 20 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 21 この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。
- 22 この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 23 この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 24 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 25 この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。